

(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例)
 第十五条 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所において指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所(以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。)については、平成二十年三月三十一日までの間、第二百八条第一項第二号のサービスマネジメント責任者を置かないことができる。

2 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第二百十三条において準用する第五十八条の規定は適用しない。
 3 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所の管理者は、第二百十三条において準用する第六十六条に掲げる業務のほか、第二百十三条において準用する第四百四十六各号に掲げる業務を行うものとする。

(準用)
 第十六条 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第十六章の規定を準用する。

(指定共同生活介護事業所等に置くべき従業者に関する特例)
 第十七条 平成二十一年三月三十一日までの間、指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所(次項において「指定共同生活介護事業所等」という。)における共同生活住居の入居定員の合計(一体型指定共同生活介護事業所又は一体型指定共同生活援助事業所にあつては、これらの事業所の入居定員の合計)が九人以下の場合は、第三百三十八条第一項第三号及び第二百八条第一項第二号のサービスマネジメント責任者を置かないことができる。

2 前項の場合において、指定共同生活介護事業所等の管理者は、第五百四十四条及び第二百十三条において準用する第六十六条に規定する業務のほか、第五百四十四条及び第二百十三条において準用する第五十八条に規定する業務並びに第四百四十六各号(第二百十三条において準用する場合を含む。)に掲げる業務を行うものとする。

(施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)
 第十八条 指定共同生活援助事業所は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含む。)の省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。が満たすべき設備に関する基準については、第四百四十五条第五項及び第六項(これらの規定を第二百十条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、旧指定基準第九十九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。

(施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)
 第十九条 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤観察若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含む。)の省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。において行われる指定共同生活介護の事業等については、第四百四十五条(第二百十条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、第四百四十五条第五項中、「二人以上十人以下」とあるのは、「二人以上三十人以下」とし、同条第六項第二号の規定は、当分の間、適用しない。

(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)
 第二十条 第六百九十九条に規定するもののほか、精神障害者生活訓練施設若しくは法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第二号に掲げる精神障害者授産施設(以下「精神障害者授産施設」という。)(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。))による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。)(第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。次項において同じ。)(若しくは旧精神障害者福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム(附則第二十二條において「精神障害者福祉ホーム」という。))又は法附

則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者更生施設」という。)(整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。))第二号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。次項において同じ。)(及び旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。))のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者授産施設」という。)(旧知的障害者更生施設等指定基準第二号イに掲げる指定知的障害者入所授産施設に限る。次項において同じ。)(若しくは指定知的障害者通勤観察(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含む。))の省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業に係る事業所は、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所とすることができる。

2 前項の規定の適用を受ける精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤観察において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業については、第六百六十八条第三項の規定を適用する場合には、同項第一号イ中「一人」とあるのは「精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものを除く。))については、「二人以下」とし、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設、旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものに限る。)(指定知的障害者授産施設、指定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤観察については、四人以下」と、同号ロ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用一人当たりの床面積は」とし、四三平方メートル」とあるのは「精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については、四四平方メートル」とし、指定知的障害者更生施設、指定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤観察については、「六・六平方メートル」とする。

(指定就労継続支援 A 型に関する経過措置)
 第二十一条 施行日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第二十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。))第三十一条に規定する身体障害者授産施設(以下「身体障害者授産施設」という。))のうち厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含む。))の省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))において、指定就労継続支援 A 型を行う場合には、第九百九十六条の基準を満たすための計画を提出したときには、当分の間、同条の規定は適用しない。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)
 第二十二条 法附則第四十一条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)(精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤観察(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含む。))の省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援 A 型の事業又は指定就労継続支援 B 型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第五十二条第一項、第八十一条第一項(第六百五十八条及び第六百七十九条において準用する場合を含む。)(第六百六十八条第一項又は第六百六十八条第二項において準用する場合を含む。))に規定する多目的室を設けないことができる。